



韓国におけるIP-TV実現に向けた議論の動向

🕒 記事のポイント

韓国は、地上波放送や衛星DMBが携帯電話で受信できたり、放送会社の子会社が公衆インターネットを介して放送的なサービスを提供しているなど、実態的には通信・放送融合の先進国と言える。

サマリー 一方、KTのような通信会社が、加入系サービスとして自営IP網（閉域網）によって提供するIP-TVはVOD方式を除き実現していない。通信事業者は用意を整えているが、法制度面の整理がついていない等が理由となっている。本稿では、韓国におけるIP-TV実現に向けた議論の動向について紹介する。

主な登場者 情報通信部（MIC） 韓国放送委員会（KBC）

キーワード 同上

地域 韓国

執筆者 KDDI総研 制度・政策調査室 河村 公一郎（ko-kawamura@kddi.com）

KTのような通信事業者が加入系サービスとして提供するIP-TV（以下「IP-TV」）は、実現すれば全国放送が可能になると見込まれ、影響力が大きい。通信業界を代表する情報通信部（以下「MIC」）と放送業界を代表する韓国放送委員会（以下「KBC」）との間で、IP-TVの将来的実現そのものについて不一致はないものの、その扱いや管轄をめぐって議論が続いている。

1 現行法

1 - 1 放送法における関連規制と問題点

放送法の関連規制を例示すると、図表1のようになる。

【図表1】韓国の放送法の関連規制

関連規制	関連条項	内容
参入	放送法第9条 (推薦/許可/承認/登録等)	放送市場参入時、KBCから推薦され、MIC長官の許可を得なければならない。
所有/兼営、 放送区域等	・放送法第8条(所有/兼営) ・放送法施行令第4条 (売上、放送区域) ・放送法第14条 (外国資本の出資/出捐)	所有、兼営、売上、放送区域、外国資本の出資に関して制限がある。(注)
チャンネル 構成と運用	放送法施行令第53条1項 (チャンネル構成と運用)	総合有線放送事業者の場合、チャンネル構成と番組編成において様々な規制がある。
内容審議	放送法第32条 (公正性、公共性の審議)	総合有線放送事業者のチャンネルを使う放送チャンネル使用事業者が送り出す番組は、内容に関して公正性、公共性の観点からKBCの審議を受ける。

(表注)

放送法第8条第5項は、「地上波放送事業者、総合有線放送事業者(=CATV事業者)および衛星放送事業者は、マーケットシェアまたは事業者数などの考慮のもと、大統領令で定める範囲を超過して相互に兼営したり株式または持ち分を所有できない。ただし、地上波放送事業者と総合有線放送事業者は、相互に兼営したり株式または持ち分を所有できない。」としている。

放送法施行令第4条は、以下を禁じている。

- ・特定の総合有線放送事業者の売上高と当該事業者と特別な関係にある総合有線放送事業者の売上高の合計が全総合有線放送事業者の売上高に占める割合が、100分の33を超えること
- ・特定の総合有線放送事業者が、総合有線放送区域全数(計77)の5分の1を超える区域で営業すること

放送法第14条第2項は、「総合有線放送事業・衛星放送事業・放送チャンネル使用事業(総合編成または報道に関する専門編成を除く)を行う者は、当該法人の株式または持ち分総数の100分の33を超過して第1項各号に該当する者(外国資本)から財産上の出資または出捐を受けられない。」としている。

同表によって、IP-TVを現放送法下の放送(総合有線放送事業者)と整理すると、スムーズな参入が難しくなるほか、提供事業者は、全国77の放送区域の5分の1を超えて営業できない、業界全体の売上の3分の1を超えられないなど、大胆な事業展開が妨げられる。

また、放送法には大企業所有規制があり、IP-TVを提供する通信事業者が30の大手企業グループ^(脚注)の一つに該当した場合、地上波放送事業の兼営、総合/報道番組提供事業の兼営、これら事業への出資が不可となる。

新技術としてのIP-TVは国民の便益を増やすものと一般的に期待されるが、現放送法の規制下に入るとこのあるべき便益増が妨げられると言える。

1 - 2 電気通信事業法における関連規制と問題点

電気通信事業法の関連規制を例示すると、図表2のようになる。

【図表2】韓国の電気通信事業法の関連規制

関連規制	関連条項	内容
事業者の種類と役務	通信法第4条 (電気通信事業の区分等)	通信事業は、基幹通信事業、別定通信事業(注1)、付加通信事業(注2)の3つに分類されている。
基幹通信事業者による付加通信役務	通信法第21条 (付加通信事業者の届出等)	付加通信事業は基本的に届出制であるが、基幹通信事業者が付加通信事業を行おう場合には届出する必要はない。

(表注1)別定通信事業は、設備を持たない者が基幹通信事業者から設備を借りて基幹通信サービスを提供する事業。

(表注2)付加通信事業は、設備を持たない者が基幹通信事業者から設備を借りて非基幹通信サービスを提供する事業、もしくは基幹通信事業者が自ら行う非基幹通信サービス事業。韓国が1999年末くらいから進展させてきた公衆インターネットを介した放送類似のサービスは、放送事業者の子会社等のサーバー(コンテンツ所在)に、視聴者がADSL等のブロードバンド回線を使って直接アクセスするもので、サービス提供者は付加通信事業者である。

同表によって、IP-TVを電気通信事業法下の通信と整理すると、IP-TVは付加通信事業となり、基幹通信事業者のKTがこれを提供する場合、届出すら不要であり、放送法が求める参入、所有、内容審議規制を受けない。一部の情報については健全な情報流通の活性化のために情報通信倫理委員会による審議が行われるが、コンテンツ規制が甘くなる可能性がある。

また、コンテンツ開発も可能なほどに財務基盤が安定した通信事業者が全国サービスを展開すると、放送区域毎に事業権を持つ総合有線放送事業者(CATV事業者)の存在を脅かす可能性がある。



^(脚注)

韓国の公正取引委員会は毎年上位30位までの財閥(公正取引法上は「大規模企業集団」)を指定している。

なお、通信事業者の場合、外資規制はKT（49%）を除き存在しない。

2 KBCの解決案

2005年11月、放送業界を代表するKBCは「通信・放送の構造改革の方向」を提案し、IP-TVに対する立場表明を積極化した。この提案は、現行放送法の改正によりIP-TVをKBCの規制下に置こうとするもので、CATV事業者に準ずる別途の参入手続きの制定、有料放送（CATV、衛星放送）との関係、IP-TVの特性が考慮された（通信事業者による）兼営範囲の設定、コンテンツ再送信（外国放送、域外地上波）の承認手続き及び内容審議等についての方案を用意し、MICと協議するという立場であった。

さらにKBCは、2006年1月、IP-TVを明確に「通信網利用放送」（別定放送）と位置づけて放送法を改正し、同時に類似サービスであるCATVへの規制も緩和するとの方案を発表した。この方案は、通信網利用放送の放送地域を全国単位と示したことなどから、一段の歩み寄りが見てとれる。同方案の概要を図表3に示す。

【図表3】通信網利用放送法案の概要

改正点	内容
規制体系	既存の垂直的な体系を、水平的な体系（プラットフォーム、コンテンツ等に分類して規制）とする。
上記の具体化	<p><プラットフォーム市場> 固定系無料視聴市場（地上波）、固定系有料視聴市場（CATV / 衛星放送 / IP-TV）、移動系市場（DMB / WiBro / HSDPA）に3分類。</p> <p><コンテンツ市場> 固定系市場、移動系市場に2分類。</p>
通信網利用放送（IP-TV）の放送地域	全国単位
参入規制	既存の世論形成支配力の観点による規制を緩和し（注）総合編成、報道チャンネルの直接運営の可否の観点からの規制とする。
公正競争規制	プラットフォーム市場では、既存の放送区域数、事業者数、持分等による規制から、加入世帯数、加入者数でみたシェアによる規制とする。コンテンツ分野でも、各市場におけるシェアによる規制とする。また、様々なバンドル商品の登場が予想されるため、適切な規制整備を行う。

（表注）新聞社 / 通信社、通信事業者 / 端末メーカーによるDMB事業やIP-TV事業への（直接的）出資を許容。

2 MICの解決案

2006年1月、通信業界を代表するMICは、IP-TVサービスを通信と放送の融合を代表する「広帯域融合サービス(BCS)」と規定し、商用化をスムーズに誘導するためにこれを登録制とし、登録許可主体をMICに限定するとした、「広帯域融合サービス事業法案(以下「BCS事業法案」)を策定したことを明らかにした。なお、コンテンツ部分はKBCが管轄するとした。

BCS事業法案は伝送部分とコンテンツ部分を分離し、それぞれをMICとKBCが担当するようにしたが(共同管轄)これはIP-TVを既存の枠組みで捉えることができない代表的な融合サービスと認識、規制も既存の放送法や電気通信事業法単独では不可能と判断したものである。

3 IP-TVによる地上波同時再送信に係る著作権処理

3 - 1 地上波同時再送信(全般)について

放送法第78条は、全ての地上波放送を対象に、一部は同時再送信されるべきものとし、その他の同時再送信についてはKBCの承認事項としている。図表3に、同条の内容を示す。

また、図表4に、放送法第78条による事業者別(CATV事業者/衛星放送事業者)の差異を示す。IP-TV事業者は衛星放送事業者と同様、「全国事業者」の性格を持つだろうとの前提に立てば、現在の衛星放送事業者に関する記述が参考になるかもしれない。

なお、CATV事業者、衛星放送事業者の双方にとって、著作権法の適用に関しては基本的に同様のプロセスとなる。

【図表3】放送法第78条（再送信）の内容

条項	条文
第78条第1項	総合有線放送事業者、衛星放送事業者および中継有線放送事業者は韓国放送公社および韓国教育放送公社が行う地上波放送（ラジオ放送を除く）を受信し、その放送プログラムに変更を加えず、そのまま同時に再送信（以下「同時再送信」という）しなければならない。ただし、地上波放送を行う当該放送事業者の放送区域内に当該総合有線放送事業者および中継有線放送事業者の放送区域が含まれない場合はその限りではない。<改正2002.4.20>
第78条第2項	第1項の規定による地上波放送事業者が複数の地上波放送チャンネルを運用する場合、第1項本文の規定にかかわらず、同時再送信しなければならない地上波放送は放送委員会が地上波放送事業者別に放送編成内容などを考慮して指定・告示する1個の地上波放送チャンネルに限る（注1）。<新設2002.4.20>
第78条第3項	第1項の規定による同時再送信の場合は、著作権法第69条の同時中継放送権に関する規定はこれを適用しない。（注2）
第78条第4項	総合有線放送事業者および中継有線放送事業者が、当該放送区域外でライセンスを受けた地上波放送事業者が行う地上波放送を同時再送信しようとする場合、また、衛星放送事業者が第1項および第2項の規定により同時再送信する地上波放送以外の地上波放送を再送信しようとする場合には、放送委員会の承認を得なければならない。<改正2002.4.20>
第78条第5項	総合有線放送事業者および衛星放送事業者が外国の放送事業者（本法により許可・承認または登録しない者を含む）が行う放送を受信して再送信しようとする時には放送委員会の承認を得なければならない。
第78条第6項	第4項および第5項の規定による再送信の類型および承認の要件・手続きなどに関して必要な事項は、大統領令により定める。<改正2002.4.20>

参考資料：JETRO seoul centerのHP(<http://www.jetro-ipr.or.kr>)

（表注1）現状、このMust Carryの対象は、具体的にはKBSチャンネル（KBS1、KBS2）のうちの一つ（=KBS1）とEBS（教育放送）である。

（表注2）第69条（複製及び同時中継放送権）：「放送事業者は、その放送を録音・録画・写真その他これと類似の方法で複製し、または同時中継放送すべき権利を有する。」すなわち、同時再送信にあたってKBS1とEBSの事前許諾を必要としない。

【図表4】放送法第78条による事業者別差異

事業者	内容
CATV事業者	放送区域内地上波放送であるなら、KBCの承認なしで、義務再送信の対象でない地上波放送（首都圏の場合はMBC、SBS、地方の場合は当該地方のMBC、地域民放）を制限なしに同時再送信できる（権利処理は必要）。放送区域外地上波放送を同時再送信する場合は、KBCの承認が必要。
衛星放送事業者	義務再送信の対象でない地上波放送（MBC、SBS、地方地上波）の全てに関して、それらの同時再送信のために例外なくKBCの承認が必要。

3 - 2 IP-TVによる場合の著作権処理

韓国では、IP-TVサービスがVOD方式を除き実現しておらず、よってIP-TVによる地上波同時再送信に係わる著作権処理も現実のものとなっていない。しかし、IP-TV事業者は衛星放送事業者と同様、「全国事業者」の性格を持つだろうとの前提に立てば、現在の衛星放送事業者による地上波同時再送信に係わる著作権処理の実態が参考になる。それをコラムに示す。

【コラム】衛星放送事業者の地上波同時再送信に係る著作権処理

原作者（著作権者）との関係

衛星放送事業者は同時再送信番組の制作者でないため、それを利用する権利がなく、よって原作者（著作権者）から著作財産権を譲り受けるか、放送のための利用許諾を得なければならない。一方、放送法第78条第1項による義務同時再送信の場合は、著作権者の事前許諾は不要である。但し、この場合でも事後補償はしなければならない。

但し、衛星放送事業者は著作権法上の権利として、時事報道のための著作物の放送、報道のために公表された著作物の引用、営利を目的としない著作物の放送、放送のための著作物の一時的な録音・録画等、いわゆる著作財産権の制限規定により著作物の放送が公益上必要な場合には、法定許諾によって著作物を放送することができる。また、自ら行った放送については著作隣接権者としての権利をもつようになる。

著作隣接権者との関係

実演者（タレント、俳優、歌手、演奏者等）とアルバム制作者は著作隣接権を有

し、衛星放送事業者が自身の放送（同時再送信を含む）のために、他人の実演、録音、または放送^{☞（脚注1）}を利用する場合には、当該隣接権者の許諾を得なければならない。

著作権委託管理団体

なお、著作権関係者が自身の権利を、文化観光部長官から信託管理に関する許可を得た団体に委託管理している場合には、その著作権委託管理団体と協議しなければならない。

現在、著作権委託管理業の許可を得ている団体は、音楽分野では韓国音楽著作権協会、文芸・学術分野では韓国文芸学術著作権協会、放送脚本分野では韓国文芸学術著作権協会、映像シナリオ作家協会がある。

また、著作隣接権の権利者団体としては、韓国映像アルバム協会、韓国音源製作者協会、韓国芸術実演者団体連合会等がある。

なお、現行の韓国の著作権法では、IP-TVのような非インタラクティブな放送型のIP送信については、著作権が特定できない^{☞（脚注2）}。2006年4月下旬現在、この権利を



☞（脚注1）

地上波放送事業者やCATV事業者、また衛星放送事業者自身も、自ら行った放送には著作隣接権を持つ。参考までに、MBCのようなネットワークによる放送の場合、同じ内容の放送をソウルと地方で同時に送出する場合でも、同じ放送に関してソウルと地方の放送局がそれぞれ独立した著作隣接権を持つ。

但し、義務再送信チャンネルの場合には、放送法第78条第3項により著作権法第69条の適用が排除されるので、許諾なしに同時再送信できる。具体的に言えば、衛星放送事業者がMBC（地域ネットワークを含む）、SBS（地域民放を含む）、KBS2を再送信する場合には、該地上波放送局の許諾を得る必要がある。

☞（脚注2）

韓国の現行著作権法は、第2条において、放送を「一般公衆に同時に受信されることを目的として、無線又は有線通信の方法により音声、音響もしくは映像等を送信すること」、伝送を「一般公衆が個別的に選択した時間及び場所において受信し、もしくは利用することができるよう著作物を無線もしくは有線通信の方法により送信し、または利用に供すること」と定義している。前者は、具体的には地上波放送、衛星放送、CATV放送が、後者は、放送事業者子会社の公衆インターネット放送（オンデマンドによりストリーミング方式で流される）あるいはKT等の加入系サービスの一環としてのIP-VODが想定されており、IPマルチキャスト放送については著作権が特定できないというのが政府見解である。

新設するための改正法案が国会審議中である^④(脚注1)。

4 今後の行方

2006年2月の段階で状況を見たとき、放送法でIP-TVを規制すると新サービスを効果的に実現できないとの問題があり、通信法に依拠するとコンテンツ規制が十分に成り立たないとの問題が生じる。

これまで、韓国ではIP-TVの法規制を巡って様々なシンポジウム、懇談会が300回程行われたが、放送業界と通信業界は自らの立場を再確認するだけの結果となっている。

集約の方向性が出ないなか、2006年2月、国務総理室は「放送通信融合推進委員会」^⑤(脚注2)の組織に向けた地ならし機能を担う「放送・通信の構造改編委員会タスクフォース」^⑥(脚注3)を動かすことを決めた。

国務総理室関係者の説明によれば、今回のタスクフォースは、情報通信部(MIC)、放送委員会(KBC)、産業資源部、文化観光部等、関係機関の課長級クラスで構成される協議会で、放送通信融合推進委員会による通信・放送の融合に関する本格的議論のための争点、道筋を提供することを目的とする。同委員会の役割と位置づけ、委員構成と運営方法、活動期間などロジスティクス面の検討も行う。2006年4月18日現在、本タスクフォースは、放送通信融合推進委員会の組織案、民間委員候補、議題案の準備を終え、最終会議のみを残している。

予定通りに事が進めば、放送通信融合推進委員会は5月中旬に始動できる見込みである。



^④(脚注1)

文部科学省資料「諸外国の著作権法における無線放送・有線放送・インターネット送信に係る権利既定の概要(未定稿)」(2006.4.27)によれば、「韓国の改正法案について：現行法では「放送権」(有線含む・インターネット含まず)及び「伝送権」(インタラクティブ性のある送信形態)の二つしかない権利に新たに「デジタル音声送信権」(インターネットラジオ放送)を加え、さらに「その他もろもろの送信・放送形態」を包括した「公衆送信権」を新設するというもの。」

^⑤(脚注2)

国務調整室長、KBC委員長、MIC長官、文化観光部長官、公正取引委員会委員長を含む20～25名の委員で構成されることが合意されている。

^⑥(脚注3)

国務総理室は2005年3、4月にも、関係政府機関の実務者らが参加するタスクフォースを構成し、議論させているが、大きな進展を得ることができなかった。

通信と放送の融合という逃れられない潮目変化の時期にあって、関連機関、関連業界間の葛藤が激しくなっているだけに、国務総理室や青瓦台（大統領府）といったハイレベルの国務調整機関の機能発揮が求められており、合理的かつ効果的な集約が出るのが期待される。

📖 執筆者コメント

IP-TVによる地上波放送再送信実現にまつわる現実面での問題としては、公営放送のKBSが反対していることも大きい。MBC、SBSなども反対姿勢を見せている。

KBSの反対理由は、「公金（受信料）で作られた公営放送コンテンツをニューメディアが受益源として使用することの不合理」であるが、これは表向きの理由と見られている。

放送事業者にとって、IP-TVは見方を変えれば新しい流通チャンネルの誕生であり、全般的に財務状況が思わしくない放送局にとって、やみくもに反対する対象ではない。また、視聴者（国民）にとっても、様々なチャンネルで地上波放送と接することができ、更には双方向サービスも享受できるなど、IP-TVに反対するはずもない。

KBS等の本音の反対理由は、「系列会社である各地方放送局（例：釜山KBS、春川KBS、光州MBC等）の利権を無視できないこと」とされる。現在、各放送局の系列会社である各地方局は、それぞれが独立した存在である。各地方放送局はソウルの放送局から番組をもらってそれを再送信するが、その主な収入源は広告で、公共放送のKBSも同様である^④（脚注）。

広告収入によって地方で自主的に運営している各地方放送局は、IP-TVが全国で一斉に地上波を再送信できるようになるとすれば、広告がIP-TVに流れる可能性が大きくなり、これを容易には受け入れがたい。

MBC、SBSなどはKBSの動きだけを注視しているとされ、もしKBSが結論としてIP-TVによる地上波同時再送信を承諾するのであれば、自然に追随するものとみられている。

一方、通信事業者のKTは、関連衛星放送事業者Skylifeの前例を踏まえ、IP-TVによ



④（脚注）

NHK放送文化研究所の「放送研究と調査」（2004年8月）によると、「韓国の基幹的な公共放送局KBS（韓国放送公社）の主要な財源は、受信料と広告収入である。広告放送は、1980年、TBC（東洋放送）を買収し2番目のテレビチャンネルKBS-2が誕生した際、財源確保の必要性から導入された。その後、KBSの広告収入は急速に増加し、1984年には受信料収入を上回るようになった。そして、通貨危機の影響で広告収入が大幅にダウンした1998年を除くと、常に広告収入が受信料収入を上回り、ここ数年は受信料収入と広告収入の割合が、ほぼ4：6程度で推移している」

る地上波同時再送信は実現すると分析している。全国放送による影響力の理由から、Skylifeは当初地上波同時再送信ができなかったが、粘り強い交渉を繰り返し、3年余りの時間をかけて地上波同時再送信を実現している。

KTは、IP-TVによる地上波同時再送信はさほど困難なく実現するとみており、その時期を早ければ2006年末、遅くとも2007年上半年中と見込んでいる。

先に述べた関連法案の成立が前提であるが、KTは並行して放送局と持続的に地上波同時再送信に関する交渉を進めており、IP-TVサービス開始のための準備はほとんど完了済みの状況にある。

【執筆者プロフィール】

氏 名：河村 公一郎（かわむら こういちろう）

所 属：KDDI総研 制度・政策調査室

専 門：アジア地域の通信市場・業界に関する調査研究

最近の主な研究テーマ/レポート：

インドの電気通信業界概況

中国の携帯電話メーカ、通信機器メーカについての調査研究

東南アジアの通信事業環境調査

ロシアの携帯電話市場概観

Email : ko-kawamura@kddi.com

電話 : 03-6716-1158

📖 出典・参考文献

- ・ KDDIコリア調査報告「韓国IP-TVサービスの地上波同時再送信に関する議論の現状及び今後の見通し」(2006.2.24)
- ・ (財)国際通信経済研究所「韓国におけるメディア融合の現状と課題」(2005.2)
- ・ Freshfields Bruckhaus Deringer法律事務所レポート(2005.9.28、2006.4.11)
- ・ 財務省のホームページ(www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou001j.pdf)
- ・ NHK放送研究所のホームページ
(http://www.nhk.or.jp/bunken/research/kaigai/kaigai_04080101.html)
- ・ KBCのホームページ(http://www.kbc.go.kr/english/common/broadcating.asp)
- ・ JETRO seoul centerのホームページ(http://www.jetro-ipr.or.kr)
- ・ 文部科学省資料「諸外国の著作権法における無線放送・有線放送・インターネット送信に係る権利既定の概要(未定稿)」(2006.4.27)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/06042809/005.htm)